

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○障害者支援施設等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(障害福祉課)	一
○障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	二
○保安林の指定(二件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○土地区画整理組合の設立の認可	(同)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件)	(業務課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁教育企画室)	四
○宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示		六
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		六

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第三十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

第十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

第十八条第一項中第五十四号を第五十五号とし、第二十三号から第五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

第十九条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

第二十条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者支援施設等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

障害者支援施設等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

障害者支援施設等条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第三十号）の施行期日は、令和二年九月一日とする。

障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設等条例施行規則（平成十八年宮城県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「宮城県船形コロニー」を「宮城県船形の郷」に改める。

別記様式中「護国ローラー」を「護 旗 の 旗」に改める。

附 則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四地方振興事務所の地域事務所長の専決事項の項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項中第三十六号を第三十七号とし、第十五号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

務の監督

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項中第三十六号を第三十七号とし、第十五号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円以上の調査、測量又は設計の業務の監督

附 則

この訓令は、令和二年八月七日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の二八、四五の二九、四五の三一、四五の六四、五〇

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和二年八月七日

保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市下増田字屋敷一八六の一、一八七、一八七の一、一八八、一八九、一九〇の二、一九三、一九五、一九八の一、一九八の二、一九九の三、一九九の六、二〇〇、二〇四、二〇四の一、二〇七、二〇八、二一八の七、二一八の二から二一八の一四まで、二一八の一六から二一八の二一まで、二一八の二三、二二五

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字田の頭五

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百五十三号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画市場

2 名称

二号 塩竈地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和二年八月七日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

黒川郡大和町小野字菖蒲沢、同字漆海道、同字新坊及び杜の丘三丁目の各一部

四 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二

五 設立認可の年月日

令和二年七月三十一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び大和町役場に掲示して行う。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（イナビル吸入粉末 剤二十ミリグラム備蓄用）七万六十分人分（十四万二百二十容器）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部業務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年七月六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号
- 五 契約金額 一億二千三百三十八万八千八百八十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル 七十五 100P備蓄用）三千百三十箱（三万三千三百人分）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部業務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年七月一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号
- 五 契約金額 五千六百二十二万四千九百九十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 GIGAスクールサポーター配置業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日から令和三年三月二十六日まで
 - 4 履行場所 県立高等学校等（百五か所）
 - 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
 - なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 現地支援員の指導、助言を行うことができる教育情報化コーディネータ2級以上の有資格者又はICT支援員能力認定試験に合格した者を社員として雇用していること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8及び9の要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二二一三三三五）へ令和二年八月十八日（火）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書及び仕様書の交付期間
宮城県教育庁教育企画室教育改革班（担当 熊谷・太田 電話〇二二二二二二一三六一七）
令和二年八月七日（金）から令和二年八月十四日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
令和二年九月二日（水）午前九時から令和二年九月四日（金）午後五時まで

(二) 郵送による場合
令和二年九月二日（水）午前九時から令和二年九月四日（金）午後五時まで

(三) 持参による場合
6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所
令和二年九月七日（月）午前十時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室

四 入札に参加することができない者

四 入札に参加することができない者

五 その他

二に定める資格を有しない者

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Recruitment and Deployment of GIGA School Supporters (I)
- 2 Period of Implementation : From contract settlement to March 26, 2021
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Senior High Schools etc. (105 locations) and Miyagi Prefectural Government Building
- 4 Deadline and Place for Bid Submission : September 4, 2020, 5 : 00 p.m. Education Reform Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
- 5 Time and Place for Bid Selection : September 7, 2020, 10 : 00 a.m. Education Planning Division Office, Miyagi Prefectural Government Building 16th floor
- 6 Contact : Education Reform Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL:

022-211-3617

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十六号

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年八月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮選管告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

規程中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和二年八月七日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第99号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年8月7日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- (2) 実施期日

ア 新規取得講習

イ 第1回講習

ウ 第1回講習

警 報 公 城 回

<p>令和2年9月23日(水)から同月30日(水)までの土、日曜日を除く6日間</p> <p>(イ) 第2回講習 令和2年10月20日(火)から同月27日(火)までの土、日曜日を除く6日間</p> <p>イ 追加取得講習</p> <p>(ア) 第1回講習 令和2年9月28日(月)から同月30日(水)までの3日間</p> <p>(イ) 第2回講習 令和2年10月23日(金)から同月27日(火)までの土、日曜日を除く3日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて30人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p>	<p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)～ア～オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取) なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間</p> <p>ア 第1回講習 令和2年8月24日(月)から同月28日(金)までの5日間(8月24日から同月27日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>イ 第2回講習 令和2年9月23日(水)から同月29日(火)までの土、日曜日を除く5日間(9月23日から同月28日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>6 受講手続</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間</p> <p>ア 第1回講習 令和2年8月31日(月)から9月4日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>イ 第2回講習 令和2年9月30日(水)から10月6日(火)までの土、日曜日を除く5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。</p>
--	---

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けません。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通 (追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを陳明する書面 1通

(フ) 前記4-1(1)アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(イ) 前記4-1(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-1(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-1(1)エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-1(1)オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例 (平成12年宮城県条例第21号) 第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

(電話番号022-221-7171 内線3054、3055)

9 その他

(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる

場合がある。

(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策 (マスクの着用、会場入場前の手洗い等) を行うこと。

(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。

(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外 (感染流行国) 又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。

(5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。